

恒川遺跡群

昭和63年度範囲確認調査概報

1989. 3

長野県飯田市教育委員会

恒川遺跡群

昭和63年度範囲確認調査概報

1989. 3

長野県飯田市教育委員会

序

昭和57年度から始まった恒川遺跡群の範囲確認調査は、本年で7年目となり、諸々の姿で恒川遺跡群の重要性が示されつつあります。

調査の目的は、古代伊那郡衙址の存在が推定される遺跡群の中で、より具体的な姿を見極めることはいうまでもないことですが、現地の土地利用形態などの諸条件下で、本年度の調査は官衙域の中核部の一画と予想された地点で行ない、新しい事実の証明されることが大いに期待されたわけです。

調査の結果によれば、遺跡群内の他地点と同様に、弥生時代以後、各時代にわたる住居跡などが複雑に重なり合った状況が認められ、奈良時代を中心とする官衙址そのものの抽出は極めて困難であり、結果として当初期待された官衙域の中核部把握はできませんでした。

しかし、近接する国道バイパス沿線の緊急調査結果によれば、今回の調査地点の南側の一画が、官衙に関連した人々の居住した一帯であることが推測されるに至っており、今次調査地点を含む部分に官衙の中心があることは、強く推定される状況といえます。

結局、単年次での調査は、よほどの偶然が重ならなければ具体的な事実を明らかにすることは困難であり、地道な調査結果の積み重ねがなければ、恒川遺跡群内における古代伊那郡衙の解明は不可能であるといえます。

なお、今次調査で古代伊那郡衙址についての具体的な証拠は得られませんでした。弥生時代・古墳時代等の新しい発見も多く、いわゆる埋蔵文化財包蔵地としての恒川遺跡群の持つ重要性が多岐にわたっていることが改めて証明されたといえます。

最後に、本年度の調査実施にあたり、ご理解ご協力をいただいた、地権者及び隣接地に関する方々、また、調査に従事いただいた作業員の方々ほか関係各位に深く感謝申し上げます。

平成元年3月

飯田市教育委員会
教育長 福島 稔

例 言

1. 本書は、古代伊那郡衙の内容解明と保護を進めるため、国・県の補助を受け昭和63年度に実施した恒川遺跡群範囲確認緊急調査の概要報告書である。
2. 発掘調査は、飯田市教育委員会の直営事業として、地元座光寺地区をはじめ多くの方々の協力を得て実施した。
3. 本書は調査員全体で協議の上、佐々木・小林が執筆した。
4. 調査地点の番号は、本調査が継続事業であり、また遺跡群全体として検討することが不可欠であるので、昭和57年の調査以降を通し番号とした。本年度調査地点は第12地点である。
5. 本調査地点は、以前に緊急発掘調査を実施した倉垣外地籍の一画にあたるが、位置的状况を勘案して、住居址等の番号は、新たに1から付してある。
6. 本調査の出土品および諸記録は、飯田市教育委員会で管理し、飯田市考古資料館で保管している。

目 次

I 調査経過	5
II 調査組織	5
1. 調査団	5
2. 指導	6
3. 事務局	6
III 調査の概要	6
1. 調査地点の概要	6
2. 調査	9
(1) 調査区の設定	9
(2) 基本層序	9
(3) 遺構	9
(4) 遺物	11
IV まとめ	12

挿 図 目 次

第1図 恒川遺跡群の位置	7
第2図 調査地点及び官衙的遺構分布概要図	8
第3図 調査区及び遺構分布図	10
第4図 土層図	11

図 版 目 次

図版1 Aトレンチ(北から)、(南から)	13
図版2 Bトレンチ(西から)、6号住居址銅鐵出土状態	14
図版3 5号住居址遺物出土状態	15
図版4 5号住居址遺物出土状態、作業風景	16
図版5 作業風景	17
図版6 作業風景	18

I 調査経過

本年度の調査は、昨年度に引き続き官衙域の中心と考えられる位置の一面にあたる倉垣外地籍に調査地点を選定して実施した。

当初、昭和61年度に文化庁・奈良国立文化財研究所の指導により、官衙域の中心部と推定される倉垣外地籍の中央部に調査地を選定し地権者との交渉を行なったが、当該地の土地利用状況が本年度の調査実施を許さず、急きょ当初の予定地から約100m程南側の地点について調査を行なうこととなった。

調査実施にあたり、2月3・4日に諸準備を行い、6日より現地での作業に着手した。当該地の形状内で、より有効な調査とすべく、西及び南側の隣地との境界沿いに幅3mのトレンチを設定し、順次調査を行なった。

調査着手後、雨天等により作業を中断することはあったが、3月9日に調査作業を終了し、10日まで調査箇所の埋戻し作業、及び用具等の片付けを行い、現地での作業を完了した。

その後、飯田市考古資料館において、出土遺物及び図面類等について基礎的な整理作業及び本概要報告書の作成を行なった。

II 調査組織

1. 調査団

調査団長……大沢和夫

調査担当者……小林正春

調査員……今村善興、岡田正彦、市沢英利、芦部公一、佐々木嘉和、佐合英治、松枝高明、吉川豊、馬場保之

作業員……片桐卓治、北村重実、向田一雄、吉川正実、今村勝子、古田八重子、佐々木啓、正木睦子、正木実重子、福沢トシ子、山田三保子、佐々木智子、細井光代、木下喜代恵、佐々木いさ子、三村いさ子、原田憲子、高木義治、中平隆雄、森章、松下真幸、上沼由彦、檜原勝子、小平不二子、吉川紀美子、池田幸子、木下玲子、宮内真理子、唐沢古千代、丹羽由美、吉川悦子、松本菘子、川上みはる、田中恵子、林勢紀子、福沢育子、吉沢まつみ、森信子、牧内八代

2. 指 導

文化庁
奈良国立文化財研究所
長野県教育委員会文化課

3. 事務局

飯田市教育委員会
竹村 隆彦（社会教育課長）
中井 洋一（ “ 文化係長）
小林 正春（ “ 文化係）
吉川 豊（ “ “ ）
馬場 保之（ “ “ ）
土屋 敏美（庶務課）

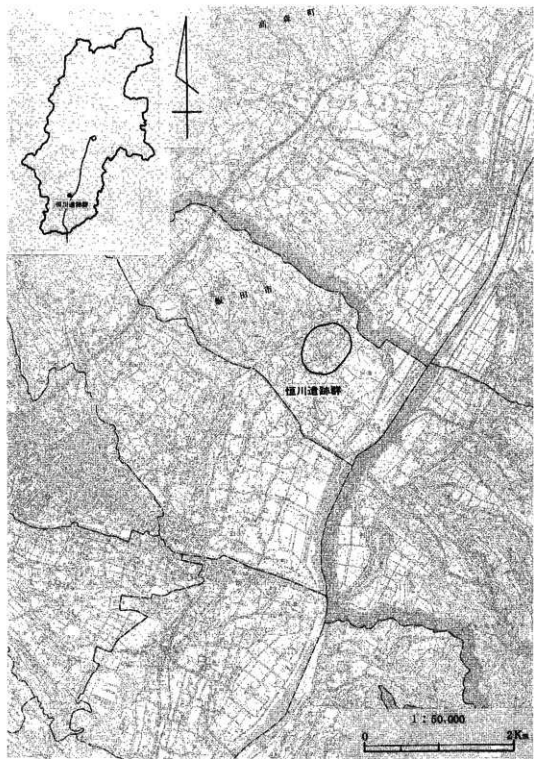
Ⅱ 調査の概要

1. 調査地点の概要

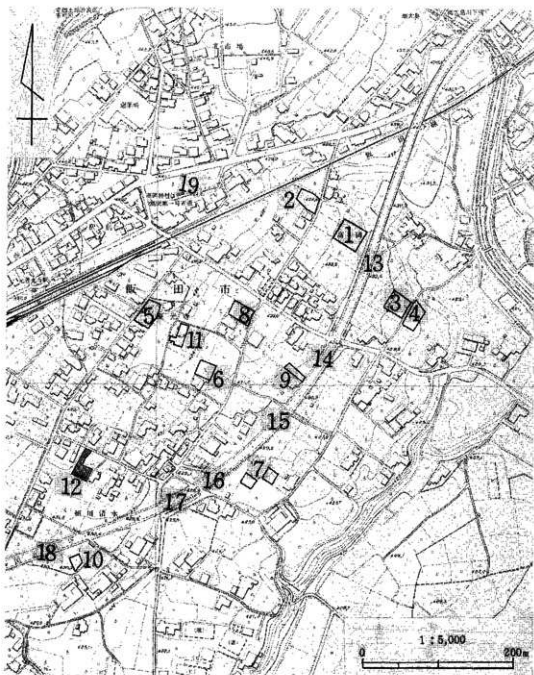
本年度調査地点は、恒川遺跡群全体の中では南寄りに位置する地字倉垣外にあたる。当該地を含む周辺一帯は、表面採集による遺物分布状態は恒川遺跡群内でも最も濃密であり国道バイパス建設に先立つ緊急調査で、弥生時代から中世にかけて住居址等の遺構が多出した地点と連続している。

国道バイパス建設の事前調査により、今次調査の隣接地で発見された掘立柱建物址や種々の遺物類が恒川遺跡群内に古代伊那郡衙址存在を類推する端緒となっているわけであり、また、国道バイパス開通後沿線の民間による諸開発も急激に進行し、それに先立つ緊急調査の結果から、バイパス両側の田中・倉垣外地籍は官衙に関連する人々の居住空間的な性格が徐々に現われつつあるといえる。

バイパス通過地点から北側に数10m離れた今次調査地点が、居住空間の延長となるか、官衙域の中心に含まれるかが調査の焦点でもあり、また、新しい事実のいくつかが残り重ねられることが大いに期待された地区であったといえる。



第1図 恒川遺跡群の位置



第2図 調査点及び官衙の遺構分布概要図

1. 第1地点 (57年度) 2. 第2地点 (57年度) 3. 第3地点 (57年度) 4. 第4地点 (57年度)
 5. 第5地点 (58年度) 6. 第6地点 (58年度) 7. 第7地点 (59年度) 8. 第8地点 (60年度)
 9. 第9地点 (60年度) 10. 第10地点 (61年度) 11. 第11地点 (62年度) 12. 第12地点 (63年度)
 13・14. 新屋敷遺跡掘立柱建物址群 15・16. 恒川B地籍掘立柱建物址群
 17. 恒川A地籍掘立柱建物址群 18. 田中地籍掘立柱建物址群 19. 高岡1号古墳

2. 調 査

(1) 調査区の設定

調査区の外周をL字形に調査する事になり、3m幅のトレンチを南北に42m、東西に21m設定し、3×3mのグリッドに区画した。南北のトレンチをAとし、北の市道際からA-1～A-14グリッドとし、東西のトレンチをBにし、A-14東のグリッドからB-1～B-7を設定した。調査用地に合せてトレンチを設定したのでA・Bは直角ではない。面積は189㎡である。

(2) 基本層序

本調査地における土層堆積状況は、既調査箇所における状況とやや異なっており、A-1～7間の土層にそれが著しい。

土層は基本的には上層から耕土・暗褐色土・褐色土の3層で、地山の黄色砂質土である。既調査箇所を確認された、2層目の黄色砂土の堆積が無く、この堆積は近世の未満水と云われる人洪水に伴うものであり、この地域が微高地になっている事を示している。A-1～7間は耕土約50cmの下が黄色砂土であり、中間の堆積層がすべて攪乱され耕土となっていた。現代の攪乱も黄色砂質土まで及んでおり、この面から近代の瓦・陶磁器片が出土した。A-7～14・B-1～7間は遺構の為に地山の黄色砂土が掘り下げられており、褐色土から下は遺構の覆土である。部分的に地山の残った所があり、その高さから推測して調査区北側から緩く傾斜した地山が確認でき、その面に多数の遺構が重複して掘り込まれている。遺物の出土は耕土からあり、褐色土上面が最も多い。遺構の検出・確認は切り合いが著しく、褐色土下層に至ってどうにか捉えられる状態で、床面を確認して住居址の存在に気づくこともあった。

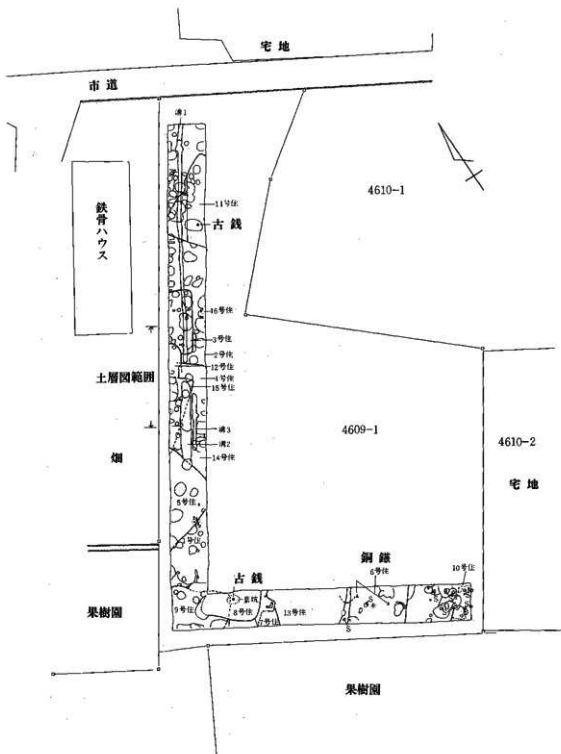
(3) 遺 構

今回確認された遺構には竪穴住居址・礎石を持つ建物址・溝址・穴・墓塚等である。遺構番号は今調査区の地番4609-1を記し、各1号からの一連番号とした。

竪穴住居址は弥生時代後期から中世にかけての16軒が確認され、弥生時代後期2軒・弥生時代終末期～古墳時代前期3軒・古墳時代8軒・平安時代1軒・中世1軒・遺構確認のみ1軒である。

礎石建物はB-7にあり、古墳時代10号住居址の覆土上に比較的大きな石(40～30cm)5個を検出した。その後10号住居址を約20cm掘り下げ柱穴検出した時、2個を確認し、7個の石が2列に並んでいる。時期は中世と考えられるが断定はできない。

溝址は3本Aトレンチに確認し、共にトレンチと同方向である。溝址1は近世以後の攪乱



第3図 調査区及び遺構分布図

に切れ、他の遺構は切っているが遺物から時期は決められない。溝2は古墳時代14号住居址のはり床面に検出し、古墳時代よりは新しいが、出土遺物等による時期の確定はできない。溝3も同様である。

穴は多数検出したので柱穴であったものも含まれると思われるが、確認はできず規模が同一で並ぶものはない。

墓壇は2基確認し、共に古銭の出土がある。中世とした墓壇からは宋銭7枚、近世の墓壇からは文久永宝1枚である。

(4) 遺物

本調査区からは遺構を中心に縄文時代から近世に至るまでの土器・石器等の遺物が出土しているが、弥生時代から古墳時代のものが主体である。

縄文時代の遺物は土器片が遺構覆土に混入して少量出土している。

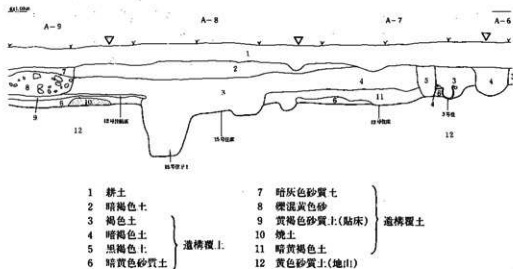
弥生時代の遺物は、遺構などから中・後期の壺・甕及び石器類がある。古墳時代前期の遺物は多く、壺・甕・坏・高坏・器台・丸底埴・小形丸底埴等出土しており、他に6号住居址からは銅鏡2個が出土した。特に5号住居址出土品は該期の良好なセットである。

古墳時代後期の遺物としては、土師器・須恵器の他土製紡錘車・鉄滓・羽口・ガラス玉・白玉・土玉・切り子玉等が出土した。

奈良時代の遺物と確認できたものは、極わずかで、土師器・須恵器等の小破片のみの出土であった。

平安時代の遺物も少ないが、住居址内などから土師器・須恵器・灰釉陶器等が出土した。

中世の遺物は天目茶碗・土鍋等の陶器の他、古銭等がある。



第4図 土層図

Ⅳ ま と め

今回の調査地点については、周辺における今までの調査結果などから官衙域の中心部、もしくは官衙に直結した居住域の一画として推測された。しかし、調査実施の結果、意外にも奈良時代の遺物もごく少量出土したのみで、当初の予想とは異なる状況が具現した。

今年度調査地点の南側部分における国道バイパス及び沿線部の民間開発に先立つ緊急調査が、過去数回にわたって実施されており、大型の掘立柱建物址や石敷を有する大型の竪穴住居址などの、奈良時代の諸遺構が確認されている。また、それらの諸遺構に伴って多数の遺物が出土しており、官衙に関連する可能性の強い遺物としては、蹄脚碗・円面碗・和同開珎銀銭・畿内型の土師器・美濃刻印のある須恵器など地方の遺跡出土品としては特筆される物が多い。

これらから、国道バイパス両側のこの一帯は、官衙と強い関連を持つ人々の居住空間と考えられ、今回の調査地点が、この居住空間の延長部、もしくは官衙域内のいずれかにあたると当初考えたわけである。

しかし、結果は先述のとおり、土器片すらわずかの出土があったのみであり、具体的な状況を把握することができず、古代伊那郡衙址の解明に混迷をきたす結果となった。しかし、隣接地における奈良時代資料の多出に反し、今次調査地点の資料希薄の状況は、官衙域内の空白部もしくは、官衙域と居住域の中間部などの位置付けを推定することも否定できないといえる。

なお、奈良時代以外について、本地点の状況は、周辺の既調査地点同様に、弥生時代中期・後期、古墳時代前期・後期、平安時代、中世と殆ど連続して竪穴住居址などが発見され、それぞれの時代の集落中心部分と考えられる。

特に、古墳時代前期については、かなり集中した形で住居が構築された可能性もあり、出土品の銅鏡2本は、伊那谷の古墳時代前期の状況を考えるに新しい知見を得たといえる。

いずれにしても、今回の調査地点を含め恒川遺跡が当地方における歴史事実の多くを内包した場所であり、今後、より具体的に保護策を講ずる必要があり、多方面からの検討を加えることにより、古代伊那郡衙の実体をはじめ、伊那谷の歴史解明への道が開かれるといえる。



Aトレンチ(北から)

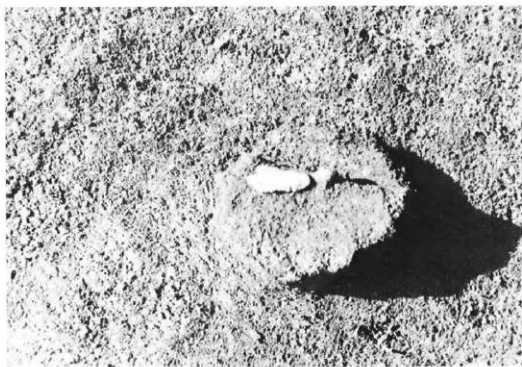


Aトレンチ(南から)

図版2



Bトレンチ(西から)



6号住居址銅鐔出土状態



5号住居址遺物出土狀態



同上



5号住居址遺物出土狀態



作業風景



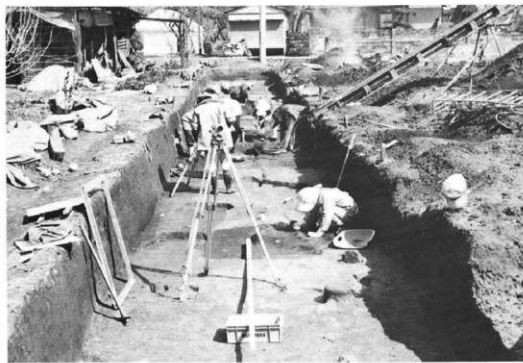
作業風景



同上



作業風景



同上

恒川遺跡群

— 昭和63年度範囲確認調査概報 —

発行日 平成元年3月31日

発行者 飯田市教育委員会

長野県飯田市大久保町2534番地

印刷所 仰 飯田プリント
